

## 教皇権による聖職禄授与権の立法化とその適用

——ヨハネス22世の聖職禄政策にみる知と権力——

標 珠 実

### 初めに

『12世紀ルネサンス』の名で知られる知的復興の波は、13世紀に西欧各地に大学を出現させ、それまでほぼ聖職者に独占されてきた知的、文化的活動の領域を大きく広げる事となった。世俗権力もこの新しい流れに注目し、特に政治文化(culture politique)、政治知(science politique)と称されるものを、積極的に自らの権威確立や政策に利用していくこととなる<sup>(1)</sup>。中でも法学への注目とその発展は目覚しく、例えば13、4世紀のフランス王権が、法学に精通し、その技術を基に権力者の政治的活動に参与するレジストと呼ばれる人々を宮廷に集め、積極的に登用したことは良く知られているところである。

ところで、この世俗権力の動きに対し、宗教的権威である教皇は政治文化、政治知と言うものをどのように活用したのだろうか。グレゴリウス改革以降、教皇権の伸張に勤めた教皇達もまた、これらの知を自らの政策に積極的に利用したはずである。

宗教的権威である教皇にとり、神学論争が政治色を帯びることは少なくない。よって神学も時として重要な政治知となりえる<sup>(2)</sup>。とはいえ「中世末期の教会は、托鉢修道会を除けば、神学者というより寧ろ法学者の教会であった」<sup>(3)</sup>という言葉が意味するように、この時期、教皇権にとっても法学が最も重要であったことは否定できない。従ってここでは法の分野に焦点をあて、政治知である法というものを教皇権が如何にして自らの政策に利用したか、その中でも特に教皇による聖職禄授与権の為の立法活動を通して考察する<sup>(4)</sup>。

まず何故教皇の聖職禄授与権かという点、この権利は、13、14世紀の教皇による立法によってのみ規定されたと考えられているからである。実際、教皇権による立法が活発化した時期と、その権威の伸張と確立、そして衰退し始めるまでの時期はほぼ一致している<sup>(5)</sup>。12世紀に始まる法学復興の波は教会法にまで及び、この時期の教皇は教会法の整備、編纂を通して権威の法的確立にも努力し、立法によっても教皇権の伸張に努めた<sup>(6)</sup>。

また、教皇の至上権(*plenitudo potestatis*)というキリスト教国最高首長に属する権限以外にその正当性が依拠しておらず、他の法律や神学では説明しえないにも拘らず<sup>(7)</sup>、この聖職禄授与権に関する法規は特にアヴィニオン教皇において、現実の政策に積極的に登用された。実際にアヴィ

ニヨン時代の聖職禄政策はフランスを中心に広範な地域に及び、教会政治的にも、財政的な面からも教皇庁行政の主軸をなしていた。

したがって、政治知と権力との関わりという視点からこの時代の教皇権の立法活動とその現実政策への適用を見ると、その法的確立が短期間で行われたことといい、現実の政策への適用された規模といい、聖職禄政策は重要な一例をなしていると考えられる。

ここでは、最初に教皇の聖職禄授与権が本当に教皇による立法によってのみ教会法で規定されているのかを確認した後、13世紀の教皇による一連の立法活動を概観し、最後にヨハネス22世の立法と現実の行政、政策へのその適用を見ていこうと思う。

## 1. 聖職禄の問題と教会法

まず、教皇の聖職禄授与権はその他の教会法では本当に扱われていないかを確認する。

最初に言及すべきことは、教皇授与権どころか聖職禄自体が『グラティアヌス教令集』では十分に扱われていないという事実である<sup>(8)</sup>。ポローニヤ大学の一教師であるグラティアヌスが1140年頃編纂したこの著作は、教皇の認可を得た公式な法令集ではなかったものの、後の教会法大全(*Corpus juris canonici*)に繋がる一連の法令集の基礎を築き、教会法学の最も権威ある教科書的存在であった。彼はそれまで地域ごとに必要に応じて付け足され、立法化されてきた膨大な未整理のカノン体系的に収集し、整理し、解釈した。

もちろんグラティアヌスが編纂する際、全ての規定を完全に網羅したわけではないだろう。しかしここで聖職禄が殆ど扱われていないということは、11世紀の段階では、未だ聖職禄に関する規定が明確ではなかったという事実が推測される。実際に聖職禄と対である聖職も、規定が曖昧だったからこそ叙任権闘争が起こったのだろう。従って聖職禄についての法は聖職叙任に関する規定と共に、12世紀以降に確立したといえることができる。

ところで教皇が主導権をもって立法活動を始める以前は、教会法の法源は聖書、教父の著作、教皇の書簡、教会会議の決定等に拠っていた<sup>(9)</sup>。グラティアヌス以降、新たに規定される法の法源は教皇と教会会議に限られる<sup>(10)</sup>。従って、教皇以外の唯一の立法機構である教会会議が聖職禄の問題についてどの様に扱い、決定を下したかが次に問題となる<sup>(11)</sup>。

教会会議には、普遍公会議以外にも管区会議、管区連合会議等が存在する。ここでは、全キリスト教世界に拘束権を持つ普遍公会議が問題となる様に思えるが、各管区の教会会議の決定も当時の聖職禄についての問題や傾向を知る上では興味深いので概観しておく。

教会会議史とその決定事項である各カノンを辿ってみると、聖職禄については以下で述べるような特徴が浮かび上がってくる。まず教会会議で取り上げられている聖職禄についての問題は、時代により特徴が異なる。『グラティアヌス教令集』が編纂される直前(11世紀後半のグレゴリウス改革期)からアヴィニオン教皇庁以前までの教会会議による聖職禄に対する問題意識を概観し

てみると、その特徴は時代により三つに大別される。

まずグレゴリウス改革期に当たる11世紀後半から12世紀前半（1122年ウォルムス協約前後）までが一つの区切りとなる。この時代の特徴は主としてシモニアつまり、聖職売買（俗人による聖職、聖職禄授与を含む）の禁止に焦点が置かれている。一例を挙げれば、1127年ロンドンでカンタベリー司教によって開かれた教会会議の第一カノンには「聖職禄と聖職は売り買いしてはいけない」とあり、また第二カノンには「誰でも金と引き換えに叙階することはできない」とある<sup>(12)</sup>。つまりこの時代には叙任権闘争の影響が色濃く見られ、まだ聖職禄というよりは聖職の問題として扱われることが多いが、聖職禄の兼任など後の時代に頻繁に取り上げられる問題もすでに見ることができる<sup>(13)</sup>。

次に12世紀半ばから教皇が自らの聖職禄授与権を積極的に主張し始める13世紀半ばについてである。この時代には、制度としての聖職禄確立に伴い、様々な問題も顕在化してくる。「魂の救済義務を伴う聖職禄を子供へ授与することの禁止<sup>(14)</sup>」「聖職禄が空位になる以前にそれを他の聖職者に授与するという約束をすることの禁止<sup>(15)</sup>」「複数の聖職及び聖職禄兼任の禁止<sup>(16)</sup>」「聖職禄を遺産として残すこと禁止<sup>(17)</sup>」…。以上のようにアヴィニヨン時代にも頻繁に言及される聖職禄に関する弊害がすでにこの時代に問題視されていると共に、聖職より聖職禄としての言及が増えてきている<sup>(18)</sup>。

最後に13世紀半ばからアヴィニヨン教皇庁以前（14世紀初頭）までである。この時代における聖職禄に関する諸規定や諸問題の内容については、前の時代と大差はないが、問題として取り上げられるその頻度は増大している。そして教皇が聖職禄に対する権利を主張し始めたこの時期に、ローマ聖庁の介入に関する決定も見え始めるのも興味深い<sup>(19)</sup>。

以上が各教会会議で定められた聖職禄に関するカノンの特徴であり、そこから各時期における聖職禄の問題や13世紀半ば以降の教皇の介入などを読み取ることができる。しかし結論を言えば、地域ごとの教会会議にせよ普遍公会議にせよ、教皇による聖職禄授与権を規定するいかなるカノンも見当たらない。つまり、グラティアヌス以前の法源に明確な記述がなく、教皇以外の唯一の立法機関である教会会議においても規定されていないということは、教皇の授与権に関する法源はやはり各教皇の教令のみということが確認できる。

しかし、いかに教皇が至高性の名のもとに自らの権利を立法化しようとも、各教会内部にそれを許す状況がなければ現実には適用はされえなっただろう。各教会会議において聖職禄に関する諸問題が頻繁に取り上げられているのをみると、教皇が介入する要素はアヴィニヨン以前にもすでに各地の教会内部に巣くっていたということを一言付け加えておく。

## 2. 13世紀における教皇の聖職禄授与権に関する一連の立法

次に、アヴィニヨン以前の教皇達による聖職禄授与権の立法化の歴史を概観する<sup>(20)</sup>。

教皇権による聖職禄への介入の動きは13世紀に活発化する。それ以前にも地方教会の空位という問題を背景に、教皇の直接授与の動きも見られないわけではない<sup>(21)</sup>。しかし、最も教皇による聖職禄授与が飛躍するために重要な「(聖職禄の教皇への) 留保権 (*reservatio*)」は13世紀の一連の教皇を通じて確立されていった。

教皇の「留保権」とは、既存の聖職禄授与者から聖職禄授与権を勝ち取るために、教皇権が行使した権利のことであり、端的に言えば、「裁判権の至高性の名のもとに、既存の授与者を排除して、空位となった又は空位になるであろう聖職禄や職を自らに留保するために、ローマ教皇権が有している権利」<sup>(22)</sup>のことである。

教皇の聖職禄政策が飛躍的に発展したのは、13世紀半ばのクレメンス4世の時代であり、彼が1265年に発した教令『リケット・エクレスИАールム (*Licet ecclesiarum*)』はその後、ひいてはアヴィニヨン時代における教皇権の聖職禄政策拡張の重要な端緒となった。教皇はここで「教皇座で空位となった (*Apud Sedem Apostolicam vacantium*) 教会の職、比較的高位の聖職、禄、下位の聖職禄は教皇の授与に留保される」<sup>(23)</sup>ことを宣言した。これは、教皇庁において死んだ聖職者に属する禄は、全面的に教皇の処置に委ねられることを意味する。つまりキリストが創設した教会の長として、教皇に全ての職や禄に対する処理が委ねられているという理論を基に、ここで初めて、今後この分野における教皇権の主張を際限無く発展させることとなる「全般的留保 (*reservation generalis*)」<sup>(24)</sup>権の考えが打ち出されたのである。そしてそれ以降の教皇権はこの「全般的留保」権を増大させることにより、自らに聖職禄授与権を集中させる政策を押し進めた。

しかしこの主張は、当然既存の聖職禄授与権保持者の反対にあい、すぐに全面的に適用されることはなく、それが実際に大きな効力を持つのはアヴィニヨン時代を待たなければならない。事実クレメンス4世を継いだグレゴリウス10世は、聖職者の激しい反対に直面し、1274年第二リヨン公会議において前教皇の政策を緩和せざるをえなかった<sup>(25)</sup>。

しかし後にこの政策を発展させ、厳密に守られなかった『リケット・エクレスИАールム』に効力を与えようとしたのがボニファティウス8世である。教皇権の至高性を強く主張したこの教皇は、聖職禄の分野でもその理念を踏襲した。彼は1295年教皇教令『プラエセンティ (*Praesenti*)』<sup>(26)</sup>を発し、定義が曖昧であった『教皇座において』を教皇庁が存在する所から半径「徒歩二日間の距離 (*duas diaetas*)」と定義した。また彼はここに教皇庁に属する全ての人々、つまり教皇特使 (*legatus*)、教皇大使 (*nuntius*)、教皇庁業務に携わる人々 (*curiales*) を付け加えたが、今後これらの人々に属する禄は、当事者が遠方で死亡しても、「教皇座での空位」とみなされることになったのである。

以上がアヴィニヨン期以前の教皇権による聖職禄授与権に関する主要な立法の流れである。一言で言うと、その歴史の起源は13世紀後半で、14世紀のアヴィニヨン教皇にとってはたいへん歴史の浅いものであった。又、「法律家にとり (教皇の聖職禄留保権) は常には明確にされえない問

題」<sup>(27)</sup>と言われる様に、この権利は教皇至上権に拠って教皇自身によって立法化され施行されたのであり、他に明確な法的背景を持たないといえる。

しかし視点を変えれば、教皇による聖職禄授与権に対する主張は、普遍的影響力をキリスト教世界に及ぼしていた13世紀の教皇達が、それまで観念論であった『教皇至上権』を現実へ適用しようとする表れであった、ということが出来るかもしれない。

### 3. ヨハネス22世による立法とその適用

最後にヨハネス22世による聖職禄政策に関する立法とその適用をみってみる。教皇至上権にのみその法的根拠を求める聖職禄授与権を、アヴィニオン教皇は積極的に登用した。

1316年9月15日、その後のアヴィニオン教皇による聖職禄政策の根幹ともいべき教皇教令『エクス・デビトー (Ex debito)』発せられた。この教令の発布が即位わずか一ヶ月後という事実は、ヨハネス22世が聖職禄政策を最優先事項と考えていたことを示している。又、何よりもその内容からは彼がこの法令を実際の政策に大いに適用する意思があったこと、又彼の法学者、行政者としての実際的な能力を伺うことができる<sup>(28)</sup>。

『エクス・デビトー』の特徴としてはまず、教皇権による「全般的留保」の対象となる禄を細かく定義したことが挙げられる<sup>(29)</sup>。ここでは参事会員や小修道院長の禄などと共に、司教、大修道院長の禄も明記されている<sup>(30)</sup>。また、教皇特使や大使など、どんなに遠隔の地で死亡しても「教皇座での空位」にあてはまる人々を、ポニファティウス8世以上に拡大した。つまり教皇庁で働く人々に関しても役職名をあげて細かく定義し、さらにクレメンス5世により加えられた枢機卿の禄をもここで再度主張している。

又、前教皇達の規定を踏襲すると明言したこの教令独自特徴とは、留保権の対象となる禄に、自らが恣意的に授与できる条件を付け加えたことである。即ち「教皇座から二日以内で死亡した聖職者の禄」の他に、辞任、剥奪により聖職禄が空位となった場合、選挙が無効となった場合、教皇庁への嘆願が拒絶された場合、授与された聖職禄が棄権された場合、聖職者が他の禄に移転する場合、禄の継承者がクレメンス5世により聖別もしくは祝福されたのに未だ禄を保有していない場合、その聖職禄が教皇により直接授与もしくは期待権を授与された場合、教皇により他の聖職禄を授与もしくは他の聖職禄の期待権を授与されそれを受けた場合、該当する聖職禄は教皇の留保権に帰属すると規定したのである。

上記の条件は全て「教皇座での空位」の拡大解釈によって生まれたものであるが、ここにヨハネス22世の行政者としての能力が現れている。つまり聖職禄と聖職者の関係は神聖なもので終身であるべきものであり、移転、辞任、剥奪などの行為は元来なされ得ない。しかし14世紀にすでに頻繁に行われていたこれらの行為に対し、教皇は聖職禄と聖職者との結びつきを解けるものは教皇権のみである旨を主張したのである。つまり以上の行為は「教皇の手」によってのみなされ

るのであり、その結果空位となる禄は「教皇座での空位」とみなされる。そして「教皇の手」による「教皇座での空位」を明確に定義したヨハネス22世は、今後この条件による空位を大いに自らの政策に適用するのである。

『エクス・デビトー』の内容はそれ以前の教皇による立法に比べ、遥かに細かく条件や聖職禄が明言され、定義されていることから見ても具体的に現実の政策を念頭において作成されたことがわかる。またヨハネス22世の聖職禄への介入の数を見てみると、この教令で定められた規定が実際に活かされていたことがはっきりと確認できる。

教皇による介入数は、アヴィニヨン時代の教皇庁記録からある程度求めることができる。14世紀初頭は「教皇庁における記録の時代<sup>(31)</sup>」と言われる程で、この時代に書記局は行政組織として発展し、教皇庁の記録は急増する。書記局では聖職禄や期待権を求めて殺到した嘆願者に対処する為、嘆願書を登録する部門、それを審査する部門から最後の教皇勅書（書簡）の記録の部門まで七部門から成り立っていた。聖職禄関係の史料としてはこの嘆願者の記録、嘆願者を審査する部門の記録、そして最後の記録の部門に残されたものが史料として残されている。この最後の教皇勅書の記録を基に、カイエはヨハネス22世時代のフランスにおける教皇側からの聖職禄介入を数値化し、分析を行った<sup>(32)</sup>。

カイエによれば、ヨハネス22世の治世18年間における教皇権の聖職禄への全介入は、次の様になる<sup>(33)</sup>。司教、修道院長の禄への介入は全部で1332件（年平均445件）、そのうちフランスは445件。下位聖職禄への介入は全部で30223件（年平均16328件）、そのうちフランスには16328件<sup>(34)</sup>。

13世紀の記録や史料は十分でない為、これらの数をアヴィニヨン以前の教皇のものと比較する事はできない。しかしこの数字から、アヴィニヨン以前は全般的留保の対象ではなかった司教、修道院長の禄への介入が、積極的に行われている事をみることはできる。

又、ヨハネス22世によるフランスの司教、修道院長の禄445件への介入方法の内訳は、禄保有者の死によるものが243件、移転143件、辞任32件、剥奪2件、新しい禄の創設<sup>(35)</sup>によるものが17件、聖職禄臨時保有による授与8件となっている。移転、辞任剥奪による聖職禄の授与だけでも177件を数え、全体の40パーセントに及ぶ。

下位聖職禄においては、アヴィニヨン教皇によって数多く使用されたのは<sup>(36)</sup>期待権の授与もしくは、期待権の授与と参事会職授与の併用方法であるが、ここではエクス・デビトーとの関係に焦点を当てるため、直接授与の数字のみ挙げる。フランスの下位聖職禄直接授与件数5729件の内、根拠が明確でない789件を除く、4940件の内訳は次の通りである。全般的留保に属する、教皇庁での死639件、教皇庁職員、枢機卿の死612件、辞任2008件、剥奪48件、計3307件。特定の留保に属する、死による空位1207件、結婚38件、その他15件、計1260件。留保以外の方法に属する聖職禄任命権移動権によるもの67件、訴えによるもの7件、新聖職禄の創設275件、その他24件、計373件。

この数字からわかることは、まず「全般的留保」と「特定の留保」を合計した留保権による聖職禄授与の数が全体の9割以上にも及ぶということ、そして留保以外の方法の中でも、特に古くから存在する「(聖職禄) 任命権移動」権や教皇庁への訴えによる叙任は74件であり、全体の2パーセントにも満たないということである。また『エクス・デビトー』で規定されることとなった「辞任」や「剥奪」による「教皇の手」による空位が、それだけで41パーセントを占めていることは注目に値する。

従って、高位聖職禄にせよ、下位の聖職禄にせよこの数字だけからも教皇が自ら定めた法規を積極的に活用し、有効に聖職禄政策を押し進めたことが実証される。

但し、上記の数字は教皇庁記録によるもので、現実に教皇が示した聖職者が現地で聖職禄を手にすることができたかは明確ではない。「聖職禄の嘆願者が現地で禄をどのくらい得られたかは、地方教会について深く知らなければならない<sup>(37)</sup>」という言葉の通り、実際にこの事実を明確にするには詳細な地方研究が必要である。とはいえ、ヨハネス22世の聖職禄政策の中で、フランスの聖職禄への介入が半数以上を占めている事実から、教皇が実際に自分の影響の届きにくい地域の聖職禄に無闇に介入したわけではないことが伺える。また、フランスの司教職に関しては、カイエはヨハネス22世時代におけるフランスの全ての司教座における司教の変遷を完全な表にしており、教皇の聖職禄授与の現実的な効果に対する裏づけがなされている。カイエによれば、ヨハネス22世の治世で、フランスの司教座聖堂参事会が自らの権利を全うし、司教を選出できた例は13件のみである。

## 最後に

ここでは、教皇権による聖職禄授与権に関する立法とその政策への適用を見てきた。自らの理念に基づいて全く新しい法を規定し、それを実際の行政に利用する権力による知の利用の一例をここに明確に見ることができる。特に優秀な行政者であるヨハネス22世の治世においてその法の行政への活用は顕著である。

聖職禄以外の例としては、これもまた教皇の至高の権力のみが可能である、司教区改編に彼は着手しているが、その際にも、後にカノン法大全の中の『エクストラヴァガンテース・コミューネス (*Extravagantes communes*)』に挿入された教皇教令『サルヴァートル・ノステール (*Salvator Noster*)』を発している<sup>(38)</sup>。とはいえ、この分野での彼の手腕が最も発揮されたのは、やはり聖職禄政策においてであると言えるだろうし、彼以降のアヴィニオン教皇は多少の立法行為はあるものの、彼の政策をほぼ模倣している。

最後に、教皇による聖職禄政策を政治知というものの権力、行政への活用と言う観点から見た場合、教皇庁行政機構の整備も無視できない結果であることを付け加えておく。アヴィニオン時代、聖職禄政策と連動して、教皇庁行政機構が大いに発展した。特に教皇による聖職禄への介入

の増加と書記局とロタ法院の整備は密接な関係がある。

教皇庁書記局の発展については史料の所で軽くふれたが、実際多少の教皇勅書の記録を例外とすれば、ほぼ全ての教皇庁の体系的な記録は全てこの時代に起源を持つ。ヨハネス22世の行政者としての能力は組織の整備という点でも如何なく発揮されたのであるが<sup>(39)</sup>、膨大な量の聖職禄を求める嘆願者の訴えを処理し、自らが発した聖職禄の授与や留保を示した勅書を、効率的に処理、記録するための機構の整備が不可欠であった。

またロタ法院<sup>(40)</sup>はこの時代主に聖職禄関係の訴訟を扱うため、クレメンス5世、ヨハネス22世の下で確立された。この法廷は教皇庁関連の訴訟などの最終的な決定機関としての役割を果たし、聖職禄の分野に限られるものではなかったが、益々増大する聖職禄関連の訴訟を扱うために発展したことは確実である。1331年ヨハネス22世の教令『ラティオー・ユリス (*Ratio juris*)』によって訴訟の進行や規則、審査官の役割などの規定がなされ、教皇庁の中心審査機関としてのロタ法院が確立する。その他、聖職禄政策に伴う徴税制度の発達や、それと連動した教皇財務局の組織整備などもこの時期に行われている。

教皇権による聖職禄政策は教皇庁財政とも深く関わっていたため、多くの非難を集め、公会議時代に否定される。しかし、アヴィニヨン時代にその後も続く教皇庁行政機構の基礎が築きあげられた事実や、又そこに大学で学んだ者を多く登用したことを考えると、聖職禄政策を通して、ここで扱った立法との関係だけでなく、より広い視点や分野での政治知の活用が見えてくると思われる。その様に考えると、中世末期教皇権による聖職禄政策というものは、権力による政治知利用の凝縮された姿であると言えるかもしれない。

#### 註

- (1) Franck Collard, *Pouvoir et culture politique dans la France médiéval Ve-XVe siècle*, 1999, Paris, · Education et Culture —Occident chrétien XIIIe-XVe siècle, tome I 1999, 榊山紘一「パリとアヴィニヨン 西欧中世の知と政治」(1990年、人文書院)。Jacques Verger, *Les gens de savoir en Europe* (1997, Paris)
- (2) 特にヨハネス22世のフランシスコ会清貧派との問題や至福直観をめぐる論争では顕著
- (3) Jacques Verger, *Les Universités au Moyen Age*, P.U.F, 1997, p.124
- (4) 政治知としての法と教皇の関係は、他に、大学への干渉と援助、法学修得者の行政への登用等が挙げられる。以下に詳しい。Jacques Verger, "Etude et culture universitaires du personnel de la Curie avignonnaise" dans *Le fonctionnement administrative de la papauté d'Avignon* (以下 F.A.P.A と記す), 1990 · Jacques Verger "Jean22 et Benoît 12 et universités du Midi" dans *Cahier de Fanjoux No.26*, 1991, · B.Guillemain, *La cour pontificale d'Avignon (1309-1376) —Etude d'une société*, 1962
- (5) 詳しくは G.Le Bras, *L'Age Classique 1140-1378*, 1965を参照
- (6) グレゴリウス9世等の教会法編纂、立法事業については G.Le Bras, *op.cit.* に詳しい
- (7) 「聖職禄授与における教皇の介入は初期の時代には見られなかった現象である。—13世紀における教皇の権威化を目指す多くの行動の中で、聖職禄に対する主張の分野は最も歴史的、神学的背景を持たない」(Geoffrey Barraclough, *Papal Provision*, Oxford, 1935)
- (8) G.Le Bras *op.cit.* p.140



- (9) 教会法とその歴史に以下を参照した。・G.Le Bras, op.cit.・Patrick Valdrini, Droit canonique, Paris, 1989・Jean Gaudemet, Les Sources du Droit Canonique 8-20e siècle, Paris, 1993,・Jean Gaudement, Eglise et cité, Histoire du droit canonique, 1994
- (10) 全司教の集まりである普遍公会議と教皇権の法機構としての優位性の問題は、特に15世期公会議時代に議論される。実際に教会法を体系化したのは教皇権の働きである。
- (11) 教会会議の基本史料としては18世紀 Giovanni Domenico Mansi が編纂し、それに Petit と Martin が16世紀～19世紀の教会会議を収録し、出版した (19世紀) Sacrorum conciliorum, nova et amplissima collection (60巻) が挙げられる。又、普遍公会議史料として Decrees of the ecumenical Council, edited by Norman P.Tanner, 1990を参照。Carl Joseph Hefele, traduction, corrigée et augmentée par H.Leclercq, Histoire des Conciles, V, VI, 2ed, New York, 1973, を詳細で包括的な教会議史として特に参照。
- (12) Leclercq V p.667. ポワティエの教会会議 (1100年) の第三カノン (Leclercq V p.470) やニームの教会会議 (1098年) の規定 (Leclercq V p.448) にも同様の例が。
- (13) 1095年クレルモンで開かれた教会会議の第12、14カノン (Leclercq p.402) など
- (14) アヴァランシュの教会会議 (1173年)、第1カノン (Leclercq V p.1056)
- (15) 第三ラテラノ公会議の第8カノン
- (16) 第三ラテラノ公会議の第13カノン、1212年の教会会議 (パリ) の第19カノン等 (Leclercq V p.1310)
- (17) 212年の教会会議 (パリ) の第20カノン (Leclercq V p.1310)
- (18) 罰則としても聖職剥奪よりむしろ聖職禄剥奪という形をとることが多い。
- (19) 1266年の教会会議 (ケルン) の34カノンでは、参事会員の禄について問題が複雑化した場合は教皇への上訴に委ねる旨の規定がなされている (Leclercq VI p.127)
- また、リヨン公会議の第18カノンでは聖職禄複数兼任の理由が疑わし場合に、教皇庁へ上訴されるべき旨が規定されている
- (20) 教皇の聖職禄授与権確立については次の文献を参照。・Guillame Mollat, La collation des bénéfices ecclésiastiques à l'époque des papes d'Avignon (1303-1378), Paris, 1921・Geoffrey Barraclough, Papal Provision, Oxford, 1935・Bernard Guillemain, La politique bénéficiaire du Pape Benoît 12, Paris, 1952・G.Le Bras, L'Age Classique 1140-1378, 1965・Louis Caillet, La papauté d'Avignon et l'Église de France, La politique bénéficiaire du Pape Jean 22 en France (1316-1334), Paris, 1975
- (21) M.Hayez, "Les réserves spéciales de bénéfices sous Urbain V et Grégoire XI" dans F.A.P.A.すでにイノケンティウス3世の時代、特定の留保は行われていた。
- (22) G.Mollat, op.cit. p.9
- (23) Corpus juris canonici pars 2 Decretalium collectiones, 1922, Sexte, 3,4,2
- (24) ある限定された個々の聖職禄に対する留保 (「特定の留保 (*reservatio specialis*)」)。ある条件下全ての聖職禄を対象とする全般的留保とは異なる) はクレメンス4世以前からすでに行われていた。
- (25) G.Mollat, op.cit. p.10
- (26) Corpus juris canonici, Sexti decretal, 3,4,34
- (27) G.Le Bras, op.cit.
- (28) ヨハネス22世に関しては、G.Mollat, Les papes d'Avignon (1305-1378), 10ed, Paris B.Guillemain, La cour... を参照
- (29) Corpus juris canonici, Extravagantes communes, 1,3,4
- (30) クレメンス4世は同時代人の激しい反発により、高位聖職は全般的留保の対象外であることを明言せざるをえなかった。G.Mollat, La collation... p.11,
- (31) G.Barraclough, Public notaries and the papal curia, London, 1934, p.123
- (32) この記録は『アヴィニオン記録』と呼ばれ1789年までアヴィニオンに保管。この記録を多少簡略化し羊皮紙

に書き写し保管されたものが『ヴァティカン記録』と呼ばれる。これら一連の教皇勅書（書簡）と嘆願部門の記録は Ecole française d'Athènes et de Rome から出版されている。カイエは基本史料として教皇書簡集である *Lettre communes, analysées d'après les registres dits d'Avignon et du Vatican* par G.Mollat, Paris, 1904-1946 と *Lettres secretes et curiales relatives à la France, extraites des registres du Vatican*, par A.Coulon et S.Clemencet, 7 fascicules parus, Paris, 1900-1962 を使用した。教皇勅書の分析によるベネディクト12世時代の類似研究は B.Guillemain によりなされている (op.cit. *La politique bénéficiale du...*)。A-M.Hayez, J.Mathieu et M-F.Yvan “De la supplique à la lettre: le parcours des grace en cour de Rome sous Urbain V” dans F.A.P.A. では嘆願者の記録と教皇書簡を綿密に比較検討することによって教皇の聖職禄授与の現状を明確にすると共に、嘆願者の性質や同時代の聖職者の現状分析の為には、教皇書簡より嘆願者の記録の方が情報を沢山含んでいることを述べている。

- (33) Louis Caillet, op.cit. 中世ヨーロッパを扱うに際して、国別で表示する場合、現在の地域とは大分異なる。地域設定について詳しくは、Caillet op.cit. pp.18-20参照。
- (34) この数には、直接教皇が直接授与を行った数（フランスの聖職禄5729件、他の国の聖職禄3002件）以外に次の方法による介入を含む。空位聖職禄臨時保有による授与520件、期待権による介入20972件。期待権とは、まだ空位ではないが将来において確実に空位になるであろう聖職や禄を受けることを、事前に聖職者に認める権利のこと。
- (35) ヨハネス22世が行った司教区の再編などにより増設された聖職禄がこれにあたる
- (36) ヨハネス22世時代だけが、注34の数字を参照
- (37) Andreas Meyer, *Les “littere in forma pauperum”*. Aspects socio-historiques des provision pontificales” dans F.A.P.A. この研究は教皇の授与を教皇側からではなく期待権を求める嘆願者についての考察や研究を通して分析している。
- (38) Jacque Verger, “Etude et culture universitaires”
- (39) ヨハネス22世の勅書の記録は59091通（年平均3110）で、彼の前任者最後の五年間のそれは2780（年平均556）。この数だけでもこの時代の書記局の発展がわかる。
- (40) G.Mollat, *Les papes d'Avignon*... pp.488-492, G.Le Bras, op.cit pp.355-357を参照